

保護者のみなさまへ

# 令和8年度 就学援助制度のお知らせ

香取市教育委員会

香取市では、小中学校に通学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、学用品の一部や給食費の援助をする就学援助制度があります。現在就学援助を受けている方も申請は必要です。

## 1 就学援助を受けることができる方

香取市に住所を有し、香取市内の公立小中学校に通うお子さんのいるご家庭で、次のいずれかに該当する方。

- 1) ①生活保護を受けている方  
②生活保護が停止又は廃止になった方  
③経済的理由により生活にお困りの方（収入による制限があります。認定になる収入の目安額をご覧ください。）
- 2) 香取市に居住し、東日本大震災・大規模災害により自宅（住家）が被災し、り災証明書（特定被災地方公共団体・特定被災区域発行）の判定区分が半壊以上で、かつ世帯の収入等に基づき教育委員会が援助を必要と認めた方

認定になる収入の目安額(世帯の前年(R7.1～R7.12)の総収入額)

(R8.1 現在)

家族構成	年齢	持ち家	借家		家族構成	年齢	持ち家	借家
		-万円	-万円	ひとり親等	2人家族	35・9	235万円	320万円
3人家族	45・41・14	272万円	359万円		3人家族	65・41・14	310万円	395万円
4人家族	35・30・9・4	296万円	383万円		4人家族	35・12・9・4	352万円	440万円
5人家族	40・35・13・9・4	361万円	448万円		5人家族	60・35・13・9・4	396万円	483万円
6人家族	60・40・35・13・9・4	410万円	497万円		6人家族	60・65・40・13・9・4	445万円	531万円

※収入は児童生徒と生計を一にしている世帯全員の合算です。

※この表はおおよその目安額です。生活保護法の基準額が改定された場合や、家族構成・年齢・家賃の額などによって限度額が変わります。

※申請前に世帯の収入の限度額をお尋ねいただいても、判定に必要な情報が不足し正確な審査ができないため、お答えすることはできません。

## 2 援助の内容 裏面をご覧ください。

## 3 申請の方法

学校又は学校教育課にある申請書に必要事項を記入し、必要書類（裏面参照）を添付して学校へ提出して下さい。

## 4 申請期限 令和8年3月2日（月）

## 5 その他

お子さんが2人以上の場合、それぞれ申請が必要です。  
認否の結果については、申請書の内容を審査後、学校を通じてお知らせします。  
期限までに書類が揃わないと4月からの認定はできませんのでご注意ください。

問い合わせ先 お子さんが通学している学校 または  
香取市教育委員会 学校教育課 ☎0478-50-1239

## 【援助の内容】

### (1) 生活保護を受けている世帯の児童生徒

- ・修学旅行費
- ・医療費（むし歯（う歯）、慢性副鼻腔炎、中耳炎、トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、膿かしん、アデノイド、寄生虫病の治療に要する費用）
- ・交通災害共済掛金（加入希望者のみ）※5月認定者まで

### (2) その他の世帯の児童生徒

※転出等により認定が取消された場合、支給分から返還していただくことがあります。

※R8.1 現在の支給想定額です。（変更になる可能性があります）

費目	小学校 (年額)	中学校 (年額)	内 容
学用品費	11,630円	22,730円	前期・後期に分けて支給 小 5,815円×2 中 11,365円×2
通学用品費	2,270円	2,270円	1年生は除く
宿泊を伴わない 校外活動費	実費 上限1,600円	実費 上限2,310円	参加するために直接必要な交通費及び見学科 (年1回とする)
宿泊を伴う 校外活動費	実費 上限3,690円	実費 上限6,210円	参加するために直接必要な交通費及び見学科 (年1回とする)
新入学児童生徒 学用品費等	64,300円	81,000円	小・中学校とも1年生（※入学前支給者は除く、 4月認定者のみ支給）
修学旅行費	実費	実費	参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学科 及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
クラブ活動費	—	実費 上限5,000円	中学校1・2年生の部活動加入者で、当該活動を行う 生徒全員が用意する用具の購入費及び経費
医療費	窓口負担分	窓口負担分	むし歯（う歯）、慢性副鼻腔炎、中耳炎、トラコーマ 結膜炎、白せん、かいせん、膿かしん、アデノイド、 寄生虫病の治療に要する費用
学校給食費	実費	実費	学校給食費として徴収する経費
交通災害共済掛金	350円	350円	加入申込者のみ（※5月認定者まで）

## 【必要書類】

※申請理由が表面1の①の方については、必要ありません。

※申請理由が表面1の②及び③の方は、以下の書類が必要です。

児童生徒と生計を一にしている世帯全員のものがが必要です。

- ・給与収入の方 令和7年分源泉徴収票の写し又は確定申告書（1表・2表）の写し
- ・自営業等の方 令和7年分の確定申告書（1表・2表）の写し  
令和8年度市民税申告書（表・裏面）の写し  
(収支内訳書、青色申告決算書等必要経費のわかる書類の写しも必要です)
- ・年金収入の方 令和7年分公的年金等の源泉徴収票又は年金振込通知書等の写し
- ・収入のない方 令和8年度市民税申告書（表・裏面）の写し
- ・その他の収入 収入の内容に応じて必要書類が異なりますので、担当へ確認してください

※世帯員の中で下記事項に該当する方は、収入の目安額の加算となりますので、内容・等級が分かる書類の写しが必要です。

- ・身体障害者手帳 1、2、3級・精神障害者手帳 1、2級・障害年金 1、2級

※申請理由が1-2)の方で、新規申請の場合は下記の書類も必要です。（継続者は提出不要）

「り災証明書」（全壊、大規模半壊または半壊）の写し